

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

(あて先) 島本町長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	島本町
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 購入(新車)	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 購入(中古車)	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)			
<input type="checkbox"/> 譲受け	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)			
<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 標識番号	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下)			
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下)			
()	()	<input type="checkbox"/> ミニカー		旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他()					
		(フリガナ)氏名又は名称 (※)			主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. 島本町 ()				
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	車 名		型式及び年式		原動機の型式番号		
使用者	使 用 者	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□		車 台 番 号		型 式 年 式		総排気量又は定格出力 cc kW		
		(フリガナ)氏名又は名称 (※)		長 さ		幅		最高速度		
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	cm		cm		km/h		
届 出 者	住所又は所在地	上記 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量125ccかつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。				令和 年 月 日					
	(フリガナ)氏名又は名称					住所又は所在地					
	電話番号					氏名又は名称					
処 理 欄	本人確認資料	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()				販 売 証 明 書	住所又は所在地		氏名又は名称		
	入力	確認	備考		電 話 番 号		古物商許可番号		公安委員会 号		
記入上の注意		・個人間で譲渡された場合は、再登録用の廃車申告済証(廃車証明書)を添付してください。自賠責用の廃車受付書では、受付できません。 ・中古車販売の場合は、古物商許可証の写しの添付をお願いします。 ・島本町に住民登録を置いていない場合は、住民登録地のわかるもの(免許証のコピー等)、現在の居住地のわかるもの(郵便物等)の写しを添付してください。 ・虚偽の申告又は報告をすると、地方税法の規定により処罰される場合があります。									